

トワークづくりの取り組みなど、役立つ情報が盛りだくさんの内容になっていきます。

◎作品展示（10時～15時）

問い合わせ先

愛媛県消費生活センター

☎089・925・3700

児童手当制度のご案内

町民課 内線217

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に資することを目的としています。

制度の概要

手当の種類（児童手当法上の区分）

■3歳未満の児童

①児童手当

②特例給付（法附則第6条給付）

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン（厚生年金に加入している方）等の特例として、所得が一定額未満の場合に限って、児童手当と同額の給付が支給されます。

■3歳以上12歳到達後最初の3月31日までの児童（小学校修了前の児童）

①小学校修了前特例給付（法附則第7条給付）
3歳未満の児童の児童手当に相当します。

②小学校修了前特例給付（法附則第8条給付）
3歳未満の児童の特例給付（法附則第6条給付）に相当します。

支給対象
12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、支給されません。

支給月額
①3歳未満 一律1万円
②3歳以上 第1子5千円、第2子5千円、第3子以降1万円

支払時期
原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支払われます。

所得制限限度額
所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。（限度額は下表参照）

平成20年度所得制限限度額(単位:万円)

扶養親族等の数	所得制限限度額(児童手当等)	所得制限限度額(特例給付)
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

手続きの方法

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合には、児童手当等を受給するためには、市町村の窓口（公務員の方は勤務先）に「認定請求書」の提出が必要です。児童手当等は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

認定請求に必要な添付書類

①年金加入証明書または申立書

請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出

②児童手当用所得証明書

提出が必要な方は、当該市町村

にその年の1月1日に住所がなかった方（1月から5月までの月分の手当の認定請求の場合は、前年の1月1日に住所がなかった方）、証明する年は、認定請求日の前年分（1月から5月までは前々年分）

③請求者の銀行等の口座番号など
④その他、必要に応じて提出する書類があります。（養育している児童と別居している場合など）
続けて手当を受ける場合
児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうか確認するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなり、ご注意ください。

届出の内容が変わったとき
①他市町村に住所が変わるとき
前の市区町村へ↓受給事由証明書

新しい市区町村へ↓認定請求書
*転出後の市区町村での手続きに、前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書が必要となりますので、転出の際にご準備ください。

②児童手当等の額が増額されると